

第29回基本方針策定タスク議事録

1. 日時 : 平成21年11月18日(水) 10:00~12:20
2. 場所 : 日本電気協会 4階B会議室
3. 出席者:(順不同,敬称略)
出席委員:越塚主査(東京大学),関村(東京大学),新田(日本原子力発電),設楽(東京電力),太田(東京電力),白井(関西電力),近江(日本原子力発電),増井(東京電力),牧野(日本電気協会) (9名)
欠席委員:宮田(東京電力),渡邊(東京電力),横尾(東京電力) (3名)
事務局:高須,糸田川,石井,田村,大東,井上(日本電気協会) (6名)
4. 配付資料
資料29-1 第28回基本方針策定タスク議事録(案)
資料29-2 委員の再任制限の撤廃について(提案)
資料29-3 「規格作成手引き」の改定・新旧比較表
資料29-4 性能規定化に対する規格の位置付け及び規格の構成について
参考-1 第34回原子力規格委員会議事録(案)
5. 議事
 - (1) 定足数確認
事務局より,委員総数12名のうち本日の出席委員は9名で委員総数の3分の2以上となり,議案決議の定足数を満たしていることが報告された。(太田委員,増井委員は会議開催前に関村原子力規格委員会委員長が新田原子力規格委員会副委員長と協議し本タスク委員として任命済み。)
 - (2) 前回議事録の確認
事務局より,資料29-1に基づき,前回議事録(案)の紹介があり,原案どおりで正式議事録とすることが確認された。
 - (3) 基本方針策定タスクにおける課題対応について
事務局より,資料29-2~29-4に基づき,基本方針策定タスクにおける課題対応(案)について説明が行われ審議した。その結果,委員の再任制限撤廃に関する再提案及び「規格作成手引き」添付2-2の免責事項の部分的な修正提案については,原案どおり承認され,12月16日の原子力規格委員会に上程することとなった。また,「性能規定化に対する規格の位置付け及び規格の構成」については,本タスク議事録と規格一覧表(資料29-4添付-2)により中間報告することとした。
(主な意見)
 - a. 委員の再任制限の撤廃の再提案
 - ・第6条6項を委員の継続による再任と業種変更に分けたということであるが,継続による再任の場合には決議方法にまで踏み込んでいて,業種変更の場合にはそこに触れていない。この違いは何か。本提案は,委員任期の制限をなくする前提条件として,2年ごとの再任候補者に対する審議方法をより厳格にするための無記名投票の追加である。これに対して,業種変更は単に肩書が変わることに関する審議であるので,審議の内容が異なる。
 - ・分科会委員の継続の決議は従来どおりでよいのか。
以前の本タスクにおいて,委員会委員の再任の審議が再任候補者のいる前で行われるため,自動再任的になりやすいのでは等の意見があった。分科会委員の再任の審議は上位の原子力規格委員会において行われるので,そのような心配はない。
 - ・「活動の基本方針」に“後継者の育成”を盛り込む件は,ルールとしては明記されていなかったが,これまででも後継者の育成に努めてきた。これを記載することにより今後は明確になるので,本件をより意識して委員会活動をしてほしい。
 - b. 「規格作成手引き」の改定の提案
 - ・原子力の規格などの中で同様の見直しをするべきものは他にもあるのか。
規格作成手引きのみである。
 - ・知的財産権の英文は“intellectual property”となっているが,「権利」の“right”が必要ではないか。
英文については翻訳会社でチェックをしてから原子力規格委員会に諮ることとなる。修正があるようであれば,タスクの各委員に送付してご確認いただくこととする。
 - c. 性能規定化に対する規格の位置付け及び規格の構成の中間報告

- ・資料29-4で「エンドース」と「技術評価」の使い分けが不適切な部分があるので、正しく使い分けしてほしい。
- ・今後の進め方、タスクはどのような役割を担うのかなどについて議論していきたい。
- ・この議論を電気協会の中で行って方向性が見出されたとしても、国の考えと違うようだと言合意形成には至らないと思うが、その調整はどこがやるのか。
原子力規格委員会には国からも参加していただいているので、原子力規格委員会にて調整することとなる。
電気協会としては原子力規格委員会にて議論を進めていくのが正しいやり方だと思う。技術評価は、原子炉安全小委、下部のWG等で実施しているが、そこでは国の立場での議論ということになる。立場の違いによる課題があることは国側も認識しているので、まずは原子力規格委員会ですっきりと議論して、国の原子炉安全小委での議論につなげるべきである。国の基本的な方針は平成13年に作られたものを基本政策小委にて見直している。
- ・コード、ガイドの区分をこれ以上細かくするような議論をしても、結論を得ることは難しいと思う。現行の「規格作成手引き」程度の表現で十分であり、あとは個々のケースで議論すればよいのではないか。規制側の要求にあわせて規格を見直していくと、ガイドが次第にコードになってしまうと思う。我々は安全確保が出来るというバウンダリーは動かさずに作っているつもりなので、それを尊重してもらわないとたぶんエンドレスの作業になってしまうであろう。
- ・そういうことを踏まえて、今回我々の立ち位置の説明を行った。国は国として技術評価をするのであろうが、我々も安全が確保できるという技術的な検討をした上で、公平、公正、中立な原子力規格委員会での審議というプロセスを経て決めている。国のコメントのみでプロセスを経て決めたことが変わってしまうと、民間で規格を作る意味が無くなってしまうので、我々の規格策定プロセスは尊重してもらい必要がある。また、コード、ガイドの区分についてはなかなか結論が出ないのではないかというご意見があったが、事務局としても、各規格の作成の背景が異なるので、更に細かく定めを作ることは現実的ではなく、個々の規格の冒頭に作成の背景を明確に記載するという案も考えている。
- ・立ち位置のところには是非明記してほしいのは、最低5年間で規格の見直しをするということである。それは最新技術を取り入れるという性能規定化の基本的な考え方に基づいたもので、重要なポイントである。このプロセスを含めて、我々が規格を作成しているということを是非明示してほしい。
- ・原子力規格委員会に参加している規制側委員の位置付けは、我々の希望としては規制側代表の出席者であってほしい。原子力規格委員会の場で規制側の考え方を示していただいで議論することは、規格作成の効率化の観点から望ましいことである。民間側が規格を作成するのに1年も1年半もかけて、それから国側が技術評価をするのに1年もかかるとなると、原子力全体として本当に効率的に動いているのかという気になる。このような議論をどこで誰が行うべきか判断するのは難しい。多分、もう少し上のレベルでの議論になるのだと思う。
- ・そのような議論は、当然なされるべきである。例えば、燃料関係や高経年化対策の技術戦略マップの考え方は、規格作りと両輪になっている。技術戦略マップの中では、事業者が電力共研等で実施してきた今までオープンになっていなかったことがうまく形で位置付けられて、国も民間も活用できるような規格作りのベースとなる新しい知見となっている。技術戦略マップは10年、20年と先を見通して、こんな課題があるであろうからこういうことをしていこうというものである。規格に焦点をあててその表面上で議論するとなかなか難しいので、異なる視点についてどう考えたらいいのかということも議論していくのが本来の姿だと思う。もう少し大学の先生に興味を持ってもらって規格作りまで入り込んでいただいで、技術全体を見ていただけるような人がいればよいという人材育成の問題もある。大学の先生などは、この知見が出てくるにあたってどのような電共研があったのかなどの情報を知らない。もう少し踏み込んだ見方も必要である。
- ・広い視点で考えることも必要である。一方、電気協会の基本方針策定タスクとしてどうするかもまともに行きたい。今後の進め方としては、個々の規格についてどうしてJEAC、JEAGとしたのかを調べてみることなどを実施するべきであろう。
- ・既にパブコメにかかっているが、今回問題となった火災防護指針の内容を分析してみるという方法もある。
過去の作成経緯には固執しないで、新たな目で課題を整理したほうがよい。
それぞれの規格が個別の背景を持っているので、一つの規格を分析して共通の問題点をとらえるのは難しいであろう。作業量の割に得られる効果は小さいと思う。また、規格を読む人がどう考えて

- いるかという視点も重要で、2本立てで内容に重複があってもよいと考える人もいるかもしれない。
- ・ JSME や ASME の状況はどうか。
JSME 内部でも色々な意見があると聞いている。「基準の分類、定義等」を定めているが、変更される可能性があるとのこと。
 - ・ 電気協会の「規格作成手引き」などを見ていると、一応コード、ガイドの区分や定義を定めていて、解説には要求事項を記載しないことも明確になっている。したがって、各分科会レベルでこういう観点から見直してみるべきではないか。多分、規制側が着目しているのは、本来は要求事項であり守るべき内容をガイドに記載したということだと思うが、それにはそうした背景があると思われるので、それを説明すればよいのではないか。
 - ・ コードは要求事項を記載しているのでエンドース対象となるが、ガイドは例示なので他の方法も許容されるはずで、エンドースされることを考慮してというよりも、技術的に正しいものを作成すればよい。
 - ・ 説明資料の規格一覧表のコードを全て赤字（エンドース対象又は技術評価対象）としているが、設備診断指針のようにコードに引用されていて、このようなものを使ってよいという程度の記載のものもある。エンドースで一括りにしているが、「技術基準」の具体例としてエンドースされたものと、品質保証関係や保守管理関係のように、これに基づいて実施すればよいというものもある。規制側との関係において問題となるのは、「技術基準」に関連する規格だと思う。エンドースされたもので、国からコードにするべき等の要望を出されたものがあるが、規格を作成した側が位置付けを明確にしておくことは最低限実施しておくべきである。
 - ・ 既にコード、ガイドについての考え方はあるが、改めて周囲の意見を聞きながら再確認をして、必要であれば見直しを行う。
その場合、本日の説明資料の一覧表に載っている規格全部が検討対象であることを説明するべきである。一つのコードの問題だけで全体を網羅するような議論をするのは好ましくない。周囲の意見を広く聞きながら進めていくべきである。
 - ・ 一覧表の中の色分けは、省令62号とそれ以外で活用されているもので区別できるように修正する。
その場合、エンドースの定義も明示しておくとうい。
 - ・ これまでの議論は省令62号に関するものであるが、保安院は最近省令63号の性能規定化を考えているので、その議論も参考になると思う。
 - ・ 周囲の意見を広く聞く具体策は何かあるか。
ステークホルダー間のコミュニケーションをどのように実行していくかということであるが、今後検討を進め、ある程度資料が整理できてきた段階で、本タスクに保安院やJNESの方にご参加いただき、意見交換するのがよいのではないか。
 - ・ 次回の12月16日の原子力規格委員会にはどのような形で報告するのか。
本日のタスク議事録と規格一覧表を準備して、中間報告したい。
 - ・ 原子力規格委員会で「コード、ガイドの考え方の整理は、中長期的な課題とせずに、早く考え方を示してほしい」とコメントがあったので、それに対する回答を検討しておいてほしい。
- (4) その他
- a. 第6回基本政策小委員会の審議状況について
事務局より、第6回基本政策小委員会の状況について報告があった。
(主な意見)
- ・ 省令63号の規定化について我々として投げかけられたと認識してよいか。
これをきっかけにこれから議論を進めて行かなくてはいけないと思っている。
- b. 原子力関連学協会規格類協議会について
事務局より11月10日に行われた原子力関連学協会規格類協議会幹事会の状況についての報告があった。(主な意見)
- ・ ロードマップについては全体の議論というよりも、短期的な課題は規格の体系図として整理する段階で出てきたものをロードマップに落とし込み、の中長期的な課題と併せてやっていくようなイメージ。省令63号の性能規定化については原子力学会と詰めているのではないか。
原子力学会標準委員会の下に「燃料基準策定タスク」を作って今後の計画を練っているところで、議論は深まっていない段階。
 - ・ 燃料関係の仕様規定の内容となると機械系、補修、核的、検査と内容的に分かれているので今の分野で分けるのか、何処かで統合するのかということについてはどうか。

保安院としては、一般的な議論として品質保証、構造関係を含めた所をやろうと考えているようだ。

c. 再処理施設における民間規格、基準の標準化について

日本原燃 再処理事業部 田中氏より、再処理施設における民間規格、基準の標準化について、電気協会への規格作成依頼に関する提案内容の概要説明があった。

(主な意見)

- ・標準化を進める方向性として2つあり、既存の発電所のJEAC/JEAGの中に再処理を追加していく方法と、再処理だけの独立したJEAC/JEAGを作成するという方法がある。火災対策等の観点からは発電施設と化学施設とは施設そのものが違うので既存の規格へ追加するには無理がある。そのような考え方について整理しておいた方がよい。

施設の差はあるが、火災については電気ケーブル等の共通点はある。一方共通でない部分は、核燃料サイクル施設については閉じ込めということが特徴で、閉じ込めに関する部分については核燃料施設としての基準を作り上げていきたい。放射線管理、火災防護等については発電所とは別に作り上げた方がよいだろうと考えている。

- ・施設も違うし規制も違う。規制側の対応に関するメリット・デメリットも十分に考えておく必要がある。

保安院の規制課、基盤課への説明も行ったが、発電所は数が多く歴史があり、その歴史の中で法律を作ってきたので、法律の体系そのものが核燃料施設とは違うといわれている。単純に適用する・しないという議論だけではすまないの、法律体系、事業者と規制側との責任分担、役割分担も踏まえて検討する必要がある。

- ・社内で規格を作成して、次に社外として電気協会等に提案できるという考え方がどうして正当だといえるのか。

電気協会に迷惑をかけないように、出来るだけ日本原燃で素案を作り上げるという意図で、必ずしも正当化しようとしたものではない。

- ・電気協会への提案はこの4件だけか。

電気協会の発電所用の規格を再処理に適用できるかできないか仕分けた結果、適用できないものと判断したものが4件あった。安全重要度分類は規定というよりも規制側の概念が強すぎることで、発電所は多数あり事業者も多数あるのに再処理は1社しかないということから標準を作る意義が少ないということで今は省いている。

- ・そういう議論こそこの場でやるというスタンスで提案をしていただくべきものなのに、もう既に判断をしているという話だと、根本的に問題がある。全体像を見せてもらって何を議論するのかということや、誰がどのようにどういうスタンスで議論していくのかということとここで議論すべきことであり、それに対する提案ということであるべきだ。

事務局とも相談して審議していただくところを明確にしたいと思う。

- ・モニタリングの2件については、分科会に内々に相談いただいた。再処理工場と原子力発電所で働く人とは同じ放射線下作業従事者として共通のところがあり、今後両方で作業する人が増えていくと思われる。モニタリングに関する指針は揃えていかなければならないと思っている。ただ再処理工場と発電所では作業員の被ばく、特に内部被ばくについては全く異なるので、それについては、日本原燃が知見を提供するべきである。英仏等先進国でのモニタリング方法等についての知見はあるので、それらを念頭に国際標準的なものを作って発電所と同様に揃えることができると考えている。

- ・他の分科会レベルでの議論は進んでいるのか。

入口の所で打診を受けた状態で、こういうスケジュールで引き受けが可能かという話までである。

- ・これについては国とは調整されているのか。電気協会ですべての事を中期的にやろうとすると人の手当てもしなければならぬし、事務局の負担も増える事になる。当面は4テーマだと思ってスタートしたが後に増えてくるということは容易に想定されるシナリオ。

- ・電事連レベル等とか日本原燃以外のところで考えていかないと常にそういう作業を増やす方向になるし、一部のクレジットのみでそれをこの場で議論するというのは理解しにくい。

- ・今後の運用は大変重要な問題だが、発電炉とは施設が全く違う上に、次第に施設も出来てしまうので現実的に慌ててやる必要もないのではないかと。再処理施設、加工施設等全体を考えて、かつ設計、運用の両面でこれだけの規格が必要だというのがまずあるべきである。設計については実用炉も30~40年かけてここまできたのであり、いきなりここを目指すのは難しい。作りたい基準、エンドースの有無、緊急度等を整理した上で電気協会でも議論することになるのではないかと。

- ・ 急ぐ話等は，国なり電事連ベースで一度仕分けをすることが必要である。
国とは今月末に打ち合わせる予定で，電事連の方は過去 2 回ほど報告している。
 - ・ 本件については，再度今回のコメントを反映して，提案・説明をお願いしたい。
- d. 功労賞推薦について
新田表彰審議会主査より，平成20年度の功労賞推薦依頼を事務局から近々お願いするが，約 1 ヶ月程の推薦期間があるので宜しくお願いしたいとの依頼があった。
- e. 次回開催日程について
次回開催日程は，平成22年3月1日(月)10:00～12:00 電気協会 A会議室とする。

以 上